



けやき通信

ごあいさつ 「同級生との再会」

2月は東京で大学時代の友人と集まり、昔を懐かしんできました。

ゼミの友人とはコロナで会うことができず6年振りの再会でしたが、6年前と変わるところなくすぐに待合せができ、近況報告やゼミ合宿の思い出話に話が咲いてあっという間に時間が過ぎていきました。

サークルの友人とは昨年も会いましたが、子どもの大

学受験を控えている友人は不参加でしたので、ごちんまりとはしていません。ただ、集まってしまえば「あの時はどうの」「アイツとアイツがどうの」と昔話に花が咲き、こちら楽しい時間でした。

いつまで続けられるかは分かりませんが、私たちはもう十分な「おっさん」です。お互いに健康に留意してこれからも楽しく再会したいですね。

今月のテーマ 「遺言に関するQ&A 第1編」



1. 遺言に関するQ&A編 スタート！

2023年7月号（43号）から先月号（50号）まで、遺言について特定のテーマに沿って説明をしてきました。

今月号からは、遺言に関する基礎知識や今までのテーマで説明したことを「Q&A」方式で説明していきます。

Q1. そもそも遺言とは、どういうものですか？

A1. 遺言者の最終の意思を尊重し、死後にその意思を実現させるためのものです。

回答が抽象的ですので、具体例で説明します。

父は、「先祖伝来の〇〇家の不動産は長男が継ぐべき」と考えています。そしてこれを実現するため、「私が所有する不動産は全て長男に相続させる。」という遺言を作成するのが一般的です。

しかし、もしこのような遺言がなければ、父が所有する不動産の帰属は、相続人全員の話し合い（遺産分割協議）で決まります。そのため、必ずしも父の考えが財産承継に反映されるとは限らないということになります。

このように、遺言は、遺言者の意思（希望）を実現させるための手段ということになります。

Q2. 遺言はいつから効力が生じますか？

A2. 遺言者が死亡した時から効力が生じます。

遺言は、遺言者が死亡するまでは効力が生じません。

また、遺言者より先に遺言による財産承継者（「受遺者」といいます。）が死亡した場合、遺言の効力は生じないというルールもあります。

Q3. 「予備的遺言」とは何ですか？

A3. 遺言者より先に受遺者が死亡した場合に備えて、

別の受遺者を定めておく遺言です。

Q2でも説明しましたが、遺言者より先に受遺者が死亡した場合、遺言の効力は生じません。

しかし、遺言の効力が生じる時まで受遺者が生存しているかは誰にも分かりません。特に、遺言者と受遺者の年齢が近い場合は尚更です。

では、「受遺者が死亡したら遺言を作り直せば良いのでは？」と考える方もいると思います。

確かに、「作り直す」という考えは間違っていない。しかし、現実問題として遺言者が認知症などで作り直すことができない場合もありますし、作り直すとなると手間や公正証書遺言で作り直す場合は費用も掛かります。

そこで、遺言者より先に受遺者が死亡した場合に備えて次のような遺言を作成しておく、「作り直す」ことなくこの問題に対応できます。

「豊明市〇〇町一丁目2番3の土地は妻Aに相続させる。万が一、妻Aが遺言者より先に又は同時に死亡した時は、長男Bに相続させる。」。

このような遺言を「予備的遺言」といいます。

Q4. 遺言は作り直すことができますか？

A4. できます。

遺言は何度でも作り直せます。

遺言を作った後も、心情や環境の変化、受遺者の態度や状況（受遺者の死亡など）などにより、遺言者の財産承継に対する考えに変化が生じることはあり得ます。

そのため、時々はお自身のお気持ちと遺言の内容が合致しているかを確認することが大切となります。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日にも対応可能です。）



主な取扱い業務

- ✓ 相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓ 不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓ 会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市